

玉里北小学校・玉里東小学校

跡地利活用方針

(案)

令和4年6月

小美玉市

目 次

1. 玉里北小学校 1
 - (1) 学校跡地利活用の方向性
 - (2) 既存施設等の取扱い
 - (3) 想定されるスケジュール

2. 玉里東小学校 3
 - (1) 学校跡地利活用の方向性
 - (2) 既存施設等の取扱い
 - (3) 想定されるスケジュール

1. 玉里北小学校

(1) 学校跡地利活用の方向性

地域住民の健康増進と市民の交流促進を図り、子どもたちから高齢者までの多世代が集う交流の広場として活用する。

(2) 既存施設等の取扱い

校舎及び体育館、放課後子どもプラン等は、「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」^{注1}の方向性を踏まえ解体とする。なお、解体後のスペースに新たな公共建築物は設置せずに、広場等として活用する。

校庭は、地域の広場として活用し、災害時は避難場所として活用する。

プールは、校舎等解体時に併せて解体する。

(3) 想定されるスケジュール

- ・令和4年度：校庭の暫定開放
- ・令和6年度：校舎及び体育館等の解体

※上記スケジュールについては目安であり、状況に応じて柔軟に見直すこととする。

※体育館は、老朽化のため、利用者の安全性確保の観点から暫定開放せずに閉鎖する。

<用語解説>

「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」^{注1}

市が保有する公共施設の現状と課題を把握・分析し、将来を見据えた改善方策を検討しながら、財政と連動した「小美玉市公共施設等総合管理計画改訂版[令和3年3月]」（以下「総合管理計画改訂版」）を策定しました。

この「総合管理計画改訂版」でとりまとめた基本的な考え方や、施設類型別の改善の方向性を踏まえ、建築物の長寿命化や修繕・更新時期の分散、財政負担の平準化を考慮した公共施設の今後40年間の方向性を定めたものが「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画[令和3年3月]」です。

玉里北小学校既存施設等の取扱い



<校舎・体育館・放課後子どもプラン>

「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」の方向性を踏まえ解体とする。なお、解体後のスペースに新たな公共建築物は設置せずに、広場等として活用する。

放課後子どもプラン

体育館

校舎

校庭

プール

<プール>

校舎等解体時に併せて解体する。

<校庭を含む小学校敷地>

地域の広場として活用し、災害時は避難場所として活用する。

2. 玉里東小学校

(1) 学校跡地利活用の方向性

地域住民の健康増進と市民の交流促進を図り、子どもたちから高齢者までの多世代が集う交流の広場として活用する。また、観光事業の推進等に繋がるような活用についても検討する。

(2) 既存施設等の取扱い

校舎及び体育館等は、「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」^{注1}の方向性を踏まえ解体とする。なお、解体後のスペースに新たな公共建築物は設置せずに、広場等として活用する。

校庭は、地域の広場として活用し、災害時は避難場所として活用する。

プールは、校舎等解体時に併せて解体する。

(3) 想定されるスケジュール

- ・令和4年度：校庭の暫定開放
- ・令和6年度：校舎及び体育館等の解体

※上記スケジュールについては目安であり、状況に応じて柔軟に見直すこととする。

※体育館は、老朽化のため、利用者の安全性確保の観点から暫定開放せずに閉鎖する。

<用語解説>

「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」^{注1}

市が保有する公共施設の現状と課題を把握・分析し、将来を見据えた改善方策を検討しながら、財政と連動した「小美玉市公共施設等総合管理計画改訂版[令和3年3月]」（以下「総合管理計画改訂版」）を策定しました。

この「総合管理計画改訂版」でとりまとめた基本的な考え方や、施設類型別の改善の方向性を踏まえ、建築物の長寿命化や修繕・更新時期の分散、財政負担の平準化を考慮した公共施設の今後40年間の方向性を定めたものが「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画[令和3年3月]」です。

玉里東小学校既存施設等の取扱い



<校舎・体育館>

「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」の方向性を踏まえ解体とする。なお、解体後のスペースに新たな公共建築物は設置せずに、広場等として活用する。

校舎

体育館

校舎

校庭

<校庭を含む小学校敷地>

地域の広場として活用し、災害時は避難場所として活用する。

プール

<プール>

校舎等解体時に併せて解体する。